

災害対策を重視した港湾及び道路整備に関する意見書

有人国境離島である八丈島は、本土から離れた立地にあり、豊かな自然環境に恵まれている反面、台風や地震などの自然災害にたびたび見舞われている。

町民の安全を守るためには、過去の災害に加え八丈富士の噴火など、あらゆる災害を想定した避難計画を策定する必要がある。

「東京防災プラン2021」には、島しょ地域における地震・津波・火山噴火に対応する公助の取組として、港湾・漁港施設の耐震強化等による緊急輸送機能の確保や津波避難施設等の整備、火山噴火に備えた施設の整備促進が示されている。

町民のより安全な避難経路を確保するため、島内における道路・港湾等の交通インフラを速やかに整備する必要があるため、下記事項について実現されるよう強く要望するものである。

記

1. 神湊港（底土港）の接岸率向上のため、三原山側からの防波堤を整備すること。また、防波堤は大型船の接岸も可能な機能を有すること。
2. 東畑交差点から護神交差点間の道路を拡幅、無電柱化し、安全性の向上を図り、避難経路を確保すること。

（理 由）

- 1-1. 八丈富士の噴火などにより約7千人の全島民避難となった場合は、船舶によることが現実的で、近年、海上自衛隊の艦船を利用した避難実績も多く、大型の艦船が安全に接岸可能な港湾整備が必要である。
- 1-2. 避難は悪天候の中でも安全に行う必要があり、港の接岸率向上は不可欠である。
- 1-3. 接岸率が向上することで定期船の安全な就航と物流の安定化が図られる。
- 1-4. 整備中の神湊港（底土港）は自然災害により繰り返し被災しているが、防波堤整備により港湾施設の被害を最小限に抑えることが可能となる。
- 1-5. 島しょ地域の防災拠点として、また、避難港としても活用できる。
- 2-1. 通学中に災害に見舞われた際に、通学路の安全を確保するため、ガードレールのある歩道の整備が必要である。
- 2-2. 災害時の2港・1空港への移動は大型バスによる輸送が考えられるため、港や空港に通じる道路の整備が重要である。
- 2-3. 様々な災害が起こる可能性がある中、多様な輸送ルート確保が必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月7日

東京都八丈町議会

東京都知事 小池 百合子 殿